

令和 3 年度

第 3 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和3年6月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について              |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について              |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について              |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について |
| 議案第5号 | 農用地利用配分計画案の意見聴取について               |

## <報告事項>

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 報告第1号 | 農地の転用事実に関する照会について     |
| 報告第2号 | 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について |
| 報告第3号 | 時効取得を原因とする農地について      |
| 報告第4号 | 農地の使用貸借解約通知の受理について    |

## <出席委員>（10名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣  |
| 5番委員：鈴木 孝一  | 6番委員：井口 峰幸  |
| 7番委員：小高 康熙  | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二  | 10番委員：渡辺 忠洋 |

## <欠席委員>（0名）

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次   【事務局】伊嶋 孝行   寺井 絵里

開 会（午後 2 時 0 3 分）

事 務 局 長  
（秋山課長）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 3 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 名の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いします。

議 長  
（渡辺会長）

（渡辺会長あいさつ）

議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

7 番委員の小高委員、8 番委員の矢代委員にお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局  
（ 寺 井 ）

2 頁をお開きください。

今回は申請案件が 6 件提出されておりますが、先に番号 7～8 の説明の後審議に入っていただきまして、番号 9 の案件は 4 番委員の森委員の親族が関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議開始から終了までは森委員に退出していただき、当該案件終了後、再度入室していただきます。その後、番号 10、11、12 の説明を事務局が行い、再び審議をお願いいたします。

それでは議案第 1 号に入ります。

農地法第 3 条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 7。所在・地番：柳原〇〇番。地目：田。地積：1,139 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：市原市〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人/勤務地が遠隔で耕作困難であり、譲受人の希望により

譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

続きまして番号 8。所在・地番：湯倉〇〇番。地目：田。地積：1,269 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人/長年耕作をしていた譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

事務局からの説明は一旦ここで終了します。

議長  
(渡辺会長)

番号 7 番、8 番について事務局の説明が終わりました。

番号 7 については、7 番委員の小高委員が現地調査を担当していただきましたので、ご報告をお願いいたします。

小高委員  
(7 番)

ご報告いたします。

6 月 2 日の午後 1 時 30 分頃に申請者の〇〇夫妻、事務局 2 名立会いにより現地調査を行ってまいりました。

場所は小湊バス車庫の先の橋を渡って約 50m 先を右に曲がり、いすみ鉄道の踏切を横断して直線にして約 100m 位行った場所に申請地があります。

現況ですけれども、去年は水稻を耕作していた形跡がありましたが、今年は休耕しており作付はされていませんでした。また、今回の申請地の北側にも 2 筆、南側に 1 筆〇〇氏が所有している農地があり、北側の農地は作付はされていませんでしたが耕耘されており、南側の農地にはイチジクの苗木が 10 本程定植されていました。

〇〇氏は申請地にはブルーベリーなどの果樹を植えたいと説明してくれましたが、申請地は湿田でありましたので、畑には適さないのではないかという印象を受けました。また、申請地の周辺は畑並びに休耕地でありますので、調査所見としては特に問題はないと考えます。

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

小高委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

議長  
場

———— 「なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 7 については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議長  
場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号7につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして番号8につきましては、3番委員の渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので、ご報告をお願いいたします。

渡邊委員  
(3番)

ご報告いたします。

6月5日の午前中に現地調査を行ってまいりました。

申請地は旧J Aいすみ西畑支所付近から左側に入って行った場所にあります。

地目は田ということになっていますが、現況は耕作されていない状態でありましたが荒れた様子はなく、長年耕作されていた土地ということです。隣接地につきましても水田並びに休耕地でありますので、調査所見としては特に問題はないと考えます。

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

渡邊委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

加曾利委員  
(1番)

長年耕作していたということですが、今は作付していないということですか。

渡邊委員  
(3番)

はい。現況では作付されていませんでした。

加曾利委員  
(3番)

そういう状態ならばすぐに作付は可能ということですね。

渡邊委員  
(3番)

はい。そのように判断できると思います。

議長  
(渡辺会長)

他にご質問はありますか。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号8については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号8につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして番号9の案件に入りますので、先程の事務局の説明

のとおり、4番委員の森委員には退室をお願いします。

—— 森委員退室 ——

議長  
(渡辺会長)  
事務局  
(寺井)

それでは番号9について、事務局の説明をお願いします。

3頁をお開きください。

番号9。所在・地番：田代〇〇番。地目：田。地積：72 m<sup>2</sup>他 26筆で合計 14,964 m<sup>2</sup>。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：譲受人/譲渡人の意向を受け、農地の維持管理を継続して行い、農業経営の安定を図る。譲渡人/住居が遠方であり、耕作困難で後継者もいないため地元の農業後継者に売却したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号9についての説明は以上です。

議長  
(渡辺会長)

事務局の説明が終わりました。

番号9については、3番委員の渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので、ご報告をお願いいたします。

渡邊委員  
(3番)

ご報告いたします。

こちらの案件につきましても6月5日の午前中に現地調査を行ってまいりました。

～27筆それぞれの位置や現況についての報告がある～

総合的な調査所見としましては、各筆について問題はないものと考えます。以上で報告を終わります。

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

渡邊委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

加曾利委員  
(1番)

事務局にお伺いしたいのですけれども、7番、8番もそうですが、売買による所有権移転ですので、分かる範囲内で売買価格を教えてくださいたいのですけれども。

事務局  
(寺井)

事務局の方では売買価格は把握できておりません。

加曾利委員  
(1番)

以前は売買価格をわかる範囲で提示してくれていましたので、今後は分かる範囲で教えていただきたいと思います。

事務局

承知いたしました。

( 寺 井 )

議 長

(渡辺会長)

他に質問がないようですので、番号 9 については許可することとして異議ございませんでしょうか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長

(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 9 につきましては、許可することと決定いたします。

それでは森委員の入室を認めます。

———— 森委員入室 ————

議 長

(渡辺会長)

続きまして、番号 10 から番号 12 の案件に入ります。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

( 寺 井 )

4 頁をお開きください。

番号 10 から番号 12 について一括してご説明いたします。

番号 10。所在・地番：石神〇〇番。地目：畑。地積：295 m<sup>2</sup>。  
権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：  
譲受人/譲所有する農地に隣接する土地であり、耕作に便利なので  
取得したい。譲渡人/譲受人の要望に応じる。権利内容：交換による  
所有権移転。

番号 11。所在・地番：石神〇〇番。地目：畑。地積：317 m<sup>2</sup>。  
権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：  
譲受人/日当たりが良く平坦な土地であり、耕作に便利なので取得  
したい。譲渡人/譲受人の要望に応じる。権利内容：交換による所  
有権移転。

番号 12。所在・地番：八声〇〇番。地目：畑。地積：483 m<sup>2</sup>。  
権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：茂原市〇〇〇〇氏。事由：  
譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るた  
め。譲渡人/居住地から遠く、耕作困難であるため、譲受人の希望  
により譲り渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、先に議決された案件も含めまして、5 頁に権利取得後の農  
業経営の実態について記載させていただいておりますので、合わ  
せてご覧ください。

事務局の説明は以上です。

議 長

(渡辺会長)

番号 10 から 12 について事務局の説明が終わりました。

番号 10、番号 11 は 5 番委員の鈴木委員が現地調査を担当し  
てくださいましたので、一括してご報告をお願いします。

鈴木委員  
( 5 番 )

ご報告いたします。

6 月 5 日の午後及び本日の午前中に現地調査を実施してまいりました。

場所は 4 月に別件で調査を実施しました三育学院大学付近の農地で、現況は何も作付されていませんでした。しかし、除草剤が散布されていたので近隣で耕作されている方に確認をしましたところ、この農地は大根屋さんの〇〇さんに貸してあるとのことでありました。調査所見としては特に問題はないと考えます。

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦勞様でした。

鈴木委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

議長

————— 「なし」の声あり —————

議長  
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 10 番、11 番については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

————— 「異議なし」の声あり —————

議長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 10、11 につきましては、許可することと決定いたします。

鈴木委員  
( 3 番 )

ちょっと雑談になるのかも知れませんが、今回調査した申請地がそうだったのですが、地番だけでは場所が分かりづらい場合は、地籍調査事業で作成した杭の番号が入っている図面があると確認し易いので事務局にて検討していただければと思います。

事務局  
( 伊 嶋 )

ただ今鈴木委員のおっしゃっていた図面は国土調査事業で作成した筆界番号図となり、建設課で管理しております。その図面を農業委員会の現地調査の際に使用していいかどうかは建設課に確認しないとご回答できませんので、確認したうえでお示ししたいと思います。

鈴木委員  
( 5 番 )

よろしく申し上げます。

議長  
(渡辺会長)

続きまして番号 12 となりますが、この案件は私が現地調査を実施しましたので、ご説明させていただきます。

調査は 6 月 2 日の午後 3 時に申請者のご家族の方立ち合いの元

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>に行いました。申請地は国道 297 号線の八声交差点を 150m 位先に進み、左折して更に約 150m 位行った場所にあります。</p> <p>数年前から耕作は行っていないですが、所有者の親戚の方が草刈りを行っており、畑としては良好な管理状態でありました。調査所見としては特に問題はないと考えます。</p> <p>報告は以上となります。ご質問のある方は、発言をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                        |
| 議 場                | <p>———— 「なし」 の声あり ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>それでは質問がないようですので、番号 1 2 番については、許可することとして異議ございませんでしょうか。</p> <p>———— 「異議なし」 の声あり ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>異議なしと認め、番号 1 2 につきましては、許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>6 頁をお開きください。</p> <p>議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。</p> <p>下記のとおり、農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 1。所在・地番：小田代〇〇番。地目：畑。地積：469 m<sup>2</sup>。農地種別は 2 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町長 飯島勝美。事由：申請地は養老溪谷観光センターに隣接する土地であり、これまでもイベントの開催時には臨時の会場として活用している。同観光センターを養老溪谷地域の観光拠点として活性化を図って行くため、当該土地を R V パークとして使用したい。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件については 2 番の佐川委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 佐 川 委 員<br>( 2 番 ) | <p>ご報告いたします。</p> <p>6 月 1 日の 9 時 30 分から私と事務局職員 2 名及び町観光係職員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

2名立会いにより現地調査を実施してまいりました。

申請地は国道の老川十字路脇にあります養老溪谷観光センターに隣接する場所であります。

現況についてですが、参考資料の写真にありますように定期的に草刈りが行われて管理されており、事務局から説明がありましたように、これまでもイベント等で活用されている場所でもあり、そこにRVパーク、いわゆるオートキャンプ場の使用目的活用するものであり、申請地内に7m四方の舗装箇所を2箇所設けてそこを駐車スペースとし、周囲を憩いの広場として活用するというものでございます。

申請地内にトイレや水道等の設置予定はなく、隣接する既存の観光センターの施設を利用するとのこと。また、近隣に耕作されている農地もなく、近隣関係者からの同意も得ているということから、問題はないものと考えます。

報告は以上です。審議の程よろしくお願いいたします。

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦勞様でした。

佐川委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

議長

「なし」の声あり

議長  
(渡辺会長)

質問がないようですので、番号1については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議長

「異議なし」の声あり

議長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号1につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

7頁をお開きください。

議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

議案第3号は複数何件出ておりますので、先に一括して説明を行った後にご審議をお願いいたします。

番号5。所在・地番：中野〇〇番。地目：畑。地積：2,647 m<sup>2</sup>。

農地種別は2種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：東京都西多摩郡〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：申請地は母親が所有している土地であり、コロナ及び出版不況による収益減少のため、新事業を立ち上げ、申請地の一部は整地してキャンプ場に整備し、傾斜地は盛土してウッドデッキを設置するなどの活用を行いたい。転用を伴う使用貸借権の設定。

続きまして番号6。所在・地番：小田代〇〇番。地目：田。地積：435㎡。農地種別は2種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：申請者は、現在の居宅が土砂災害防止法に基づく警戒区域に指定されており、転居を検討したところ、兄から申請地を譲渡しても良いということになったため、申請地に家を建築したい。転用を伴う所有権移転。

続きまして番号7。所在・地番：上原〇〇番。地目：畑。地積：499㎡。農地種別は2種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇〇〇氏。事由：子供が成長し、現在居住しているアパートが手狭になったため、申請地に住宅を新築したい。転用を伴う所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

議長  
(渡辺会長)

議案第3号、番号5については、4番の森委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

森委員  
(4番)

ご報告します。

6月4日に申請者〇〇氏立会の元、事務局名と一緒に現地調査を実施してまいりました。

申請地は国道465号線を老川方面に向かって旧西中学校を過ぎて100m程行ったところを左折し、いすみ鉄道の踏切を超えて大道橋という橋がありますが、その10m位手前を右折し、50m程入った場所にあります。

当該申請は畑の2,637mを利用してキャンプ場とする計画ですが、現況につきましては、既にウッドデッキやトイレの一部ができている状態でありました。

本件を許可した場合は、周りが川で隣接農地や宅地等もありませんので問題はないかと思われますのが、許可を取る前に手を加えてしまっていますので始末書の提出を求めるのが妥当と考えますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦労様でした。

森委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、

|                        |                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | <p>発言をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                       |
| <p>事務局<br/>(伊 嶋)</p>   | <p>ただ今森委員さんがおっしゃられました始末書の件につきましては、本人に伝えましたところ提出するとの回答を得ていますのでご報告させていただきます。</p>                                                                                                                            |
| <p>加曽利委員<br/>(1 番)</p> | <p>キャンプ場に関連した件なのですけれども、私の家の近くにもあるのですが、作った後に都会の人が来て夜中に騒音をかなり出しているという話を聞きました。</p> <p>そういう事例もありますので、近隣住民の同意を得ないと後々問題になるといけないと思うのですが。</p>                                                                     |
| <p>森 委 員<br/>(4 番)</p> | <p>その関係については許可や認可の必要はないのではないかと。</p>                                                                                                                                                                       |
| <p>加曽利委員<br/>(1 番)</p> | <p>その通りなのですが、同意書とかを取っておいた方が良いでしょうかと考えるのですが。</p>                                                                                                                                                           |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>  | <p>ただ今加曽利委員から話がありましたけれども、この案件は森委員からも報告がありましたが、近隣に民家がないということで同意を得る必要はないと考えます。しかしながら、噂で聞いている場所もありますが、これからはこういう形のキャンプ場は増えてくると思いますので、隣接で騒がれてしまうと生活圏の問題もあると思いますので、農業委員会としてどの辺まで同意を取るとか、その範囲を決められたらと思うのですが。</p> |
| <p>加曽利委員<br/>(1 番)</p> | <p>最後には農業委員は何をやっているんだということにもなりかねませんので、私も今後のために決められるのなら決めた方がいいと思います。</p>                                                                                                                                   |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>  | <p>事務局の方で何か案がありましたらお伺いしたいのですが。</p>                                                                                                                                                                        |
| <p>事務局 長<br/>(寺 井)</p> | <p>現状で周辺の方に同意を取るといいますか、事業説明を行ってくださいということに関しては、隣接の農地の所有者または耕作者には必ず行うようになっていますが、その他の近隣住民への説明等は転用許可においては必須ではないと思いますが、そこを無視して申請を上げて行くのはいかがなものかだと思いますので、可能な限り周辺住民の方に事前に説明を行ってもらった上で申請を上げていければと考えております。</p>     |
| <p>議 長</p>             | <p>私が聞いた中では、許可用件では農業者以外は必要ないという</p>                                                                                                                                                                       |

|                  |                                                                                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (渡辺会長)           | こととなっておりますが、その範囲を農業委員会である程度広げることは法律的に可能なのでしょうか。                                                                                                                           |
| 事務局長<br>(秋山課長)   | 法律で求められていないものを農業委員会で求めるということは、法律の方が当然上となりますので、難しいと考えます。                                                                                                                   |
| 矢代委員<br>( 8 番 )  | 農業委員会は農地法に基づいた業務を行うものです。騒音に関しては環境の法令で行うものですので、あくまでも農業委員会は農地法に定められている範囲の中での業務を行うものだと考えます。ですから、騒音の問題等が発生した場合は環境担当部局にて対応を行ってもらい、農業委員会は特段法令に定めのないことは行わないことが良いと考えます。           |
| 議 長<br>(渡辺会長)    | 矢代委員がおっしゃるように農業委員会での許可というのは、農地法や農地法に関する法律に決められた許可基準で行っているものですので、他と協議するというのは今の状態では法的にはないことということです。ですので、我々農業委員会は農地法に乗っ取った許可基準で業務を行っていくということでいかがでしょうか。                       |
| 加曾利委員<br>( 1 番 ) | おっしゃる通りだと理解していますが、ただ、私が言いたいのは、農業委員会がそういう問題に発展しそうな案件をどんどん許可してしまって、後で農業委員化は何をやってるんだ、と言われることを懸念しているのです。                                                                      |
| 矢代委員<br>( 8 番 )  | キャンプ場を造るというのは、その管理者の責任だと思います。ですので、一応事務局の方からも管理者に対して農地の番人となるので、農業委員会からこういう意見も出ていますということを管理者に付け加えて説明いただいて、苦情が発生してからでは遅いと思いますので、最終的に責任を取る管理者に問題の発生防止について徹底するよう指導した方が良いと思います。 |
| 議 長<br>(渡辺会長)    | そうすると、申請受付時に行政指導で事務局から話してもらうということによろしいでしょうか。                                                                                                                              |
| 事務局長<br>(秋山課長)   | 農業委員会事務局としては、お願いすることはできても強制をすることはできませんので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。                                                                                                           |
| 議 長              | 法律に規定されていないことですので、できることは確かにお                                                                                                                                              |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (渡辺会長)             | <p>願いしかないと思います。</p> <p>委員の皆さんもそのようなことでよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 場                | <p>———— 「異議なし」 の声あり ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>それでは付帯決議みたいな形になりましたが、事務局には申請時にそういう指導を付け加えて説明するようお願いいたします。</p> <p>他に番号5につきまして、何かご意見等ございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 場                | <p>———— 「なし」 の声あり ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>それでは質問がないようですので、番号5については、許可することとして異議ございませんでしょうか。</p> <p>———— 「異議なし」 の声あり ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>異議なしと認め、番号5につきましては、許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして番号6の案件に入ります。番号6は2番委員の佐川委員が現地調査を行っていただきましたので、ご報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 佐 川 委 員<br>( 2 番 ) | <p>5月26日の9時30分から事務局2名と申請者の〇〇さん立会いの元に現地調査を実施してまいりましたので、ご報告いたします。</p> <p>申請地ですが、中野から養老溪谷方面に向かって二つ目の十字路を旧道方面に右折し、旧老川小学校の先を左折して200m程上った高台にあります。</p> <p>現況につきましては、定期的に草刈り等を行い管理されている状態であり、隣接地につきましても南側は一部耕作されている畑があるものの周辺の水田は全て休耕されており、二年前の災害で水路が潰れてしまったこともありますので、今後も耕作の予定はないとのことでした。南側以外の3方向は公道で囲まれている状態です。</p> <p>申請地には約30坪の住宅と13坪程度の車庫を建築する計画となっていますが、排水は周りに公道がありますのでその側溝に流すということです。住宅も平屋建てでありますので日照の影響も全くないし、何よりも隣接者の同意も得ているということですので、問題はないものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p> |

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦勞様でした。  
佐川委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」 の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号6については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」 の声あり ————

議長  
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号6につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして番号7の案件に入ります。番号7につきましては6番委員の井口委員が現地調査を行っていただきましたので、ご報告をお願いします。

井口委員  
(6番)

ご報告いたします。  
場所国道297号線を総元方面に向かい、上原の貝塚瓦店の先を右に上って行く道があるので、そちらを進んだ先にあるアパートの駐車場前となります。

調査につきましては事務局2名と地権者の代理人の土地家屋調査士立の〇〇さん会いにより実施してまいりました。

申請地は〇〇さんが所有している土地を分筆して申請者の〇〇さんに宅地として売買したいという案件です。場所としては資料の写真をご覧いただいても分かるかと思いますが、日当たりが良く、農地としても誠にいい土地なのですが、やはり宅地としても魅力がある土地です。現況としては、耕作は行っていないが畑となっており、奥の方に柿とか栗が植えてあるような状態です。下水処理につきましては合併処理浄化槽を使って道路脇の側溝に配水するというような計画となっております。

このようなことから調査所見といたしましては問題がないと考えますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長  
(渡辺会長)

ありがとうございます。ご苦勞様でした。  
井口委員からの現地調査報告が終わりましたが、質問のある方は、発言をお願いいたします。

小高委員

道路を隔てた土地については畑として耕作しているようです

( 7 番 ) が、そちらの土地に関しましては我々農業委員会は関知しなくて良いのですか。

事務局 ( 寺 井 ) はい。道を隔てた土地については農業委員会では関知しなくても良いです。

議長 (渡辺会長) 他にご質問のある方はおられますか。

議 場 ——— 「なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) それでは質問がないようですので、番号7については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

議 場 ——— 「異議なし」の声あり ———

議長 (渡辺会長) 異議なしと認め、番号7につきましては、許可することと決定いたします。

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化法第18条の規定による農地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 9頁をお開きください。

事務局 ( 寺 井 ) 議案第4号。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり

2. 公告を予定する日：令和3年6月8日

農用地利用集積計画の各筆明細につきましては、10頁から12頁に掲載してあるものとなります。なお、利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の設定後の状況につきましては13頁に掲載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上です。

議長 (渡辺会長) 事務局の説明が終わりました。

質問のある方は発言をお願いします。

議 場 ——— 「なし」の声あり ———

議長  
(渡辺会長) 質問がないようですので、議案第4号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長) 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することとします。

続きまして、議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局  
(寺井) 14頁をお開きください。

議案第5号。農用地利用配分計画案の意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、大多喜町長から諮問を受けたので、その可否について意見を求める。

農用地利用配分計画(案)について：別添のとおり。

今回、農用地利用配分計画による賃借権設定をされる方は2名おり、内容につきましては16頁から17頁に記載されているとおりです。また、設定後の利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営状況につきましては、18頁に掲載のとおりでございます。

2名の方の借受面積は22,087㎡で、この計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長  
(渡辺会長) 事務局の説明が終わりました。  
質問のある方は発言をお願いします。

議長 場 ———— 「なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長) 質問がないようですので、議案第4号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議長 場 ———— 「異議なし」の声あり ————

議長  
(渡辺会長) 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することとします。

議件は以上でございます。

それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事務局  
(寺井)

19頁をお開きください。

報告第1号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号2。所在・地番：柳原〇〇番。地目：畑。地積：221㎡他2筆で合計296㎡。変更登記地目はいずれも山林です。登記原因・日付：いずれも年月日不詳。調査・報告地目：令和3年5月12日現地調査。

本件につきましては、井口委員、小高委員に立会をお願いし、事務局員2名が同行して現地調査を実施いたしました。

照会地〇〇番の現況は直径20cm程の杉の切り株と、その杉を伐採したと思われる丸太が置かれていた。また、〇番及び〇番については、直径30cmを超える杉が生えており、通常農家が保有する農業機械を使用して農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：埼玉県川口市〇〇番地・〇〇〇氏。

続きまして番号3。所在・地番：上原〇〇番。地目：田。地積：370㎡。変更登記地目：山林。登記原因・日付：年月日不詳・地目変更。調査・報告地目：令和3年5月12日現地調査。

本件につきましても番号2と同様に、井口委員、小高委員に立会をお願いし、事務局員2名が同行して現地調査を実施いたしました。

照会地の現況は、筆の多くの部分を杉が占めており、直径15～20cmを超えるものもあったことから、長期間耕作が行われていないことが明らかであり、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町〇〇番地・〇〇〇〇氏。

続きまして番号4。所在・地番：上原〇〇番。地目：田。地積：1,504㎡。変更登記地目：山林。登記原因・日付：年月日不詳・地目変更。調査・報告地目：令和3年5月12日現地調査。

本件につきましても、井口委員、小高委員及び事務局2名により現地調査を実施いたしました。

照会地の現況は女竹が密生し、雑木が生えていた。照会地に隣接する土地の半分以上が山林であり、照会地へ向かう道中も沼地（登記地目上は田）を通り、傾斜のある荒廃した山道を歩かなければ辿り着けないような場所である。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜

町〇〇番地・〇〇〇〇氏。

報告第1号は以上です。

続きまして21頁をお開きください。

報告第2号「廃土処理（公共事業施行）事業の届出について」

下記のとおり、届出があったので報告する。

番号1。所在・地番：柳原〇〇番。地目：田。地積 869 m<sup>2</sup>他1筆で合計 1,824 m<sup>2</sup>。土地所有者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。廃土処理量：1,000 m<sup>2</sup>。埋立の高さ：1 m。当該土地の選択理由：配水施設修繕工事に伴う発生土を、なるべく短い運搬距離にするため、土地所有者の所有農地内に埋立処理することとして選択した。工事期間：令和3年6月1日から令和7年3月31日。公共事業施行者：大多喜町長 飯島勝美。

続きまして番号2。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積 616 m<sup>2</sup>。土地所有者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。廃土処理量：553 m<sup>2</sup>。埋立の高さ：1 m。当該土地の選択理由は番号1と同様です。工事期間：令和3年6月1日から令和6年3月31日。公共事業施行者：大多喜町長 飯島勝美。

報告第2号は以上です。

続きまして22頁をお開きください。

報告第3号「時効取得を原因とする農地について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので報告する。

番号1。所在・地番：泉水〇〇番。地目：田。地積：459 m<sup>2</sup>。登記原因・日付：昭和50年4月25日・時効取得。権利者：大多喜町泉水279番地1・泉水区。義務者：大多喜町泉水農事実行組合。

続きまして23頁をお開きください。

報告第4号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号1。所在・地番：石神〇〇番。地目：畑。地積 295 m<sup>2</sup>。貸付人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：農地法第3条により所有権移転を行うため。

報告事項は以上で終了となります。

議長  
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続いて議事日程6「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局  
(伊 嶋)

特にございません。

議長  
(渡辺会長)

なしとのことですので、以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長  
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 5 2 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月7日

議 長 渡辺 忠 洋

署名委員 小高 康 昭

署名委員 永代 と 山 江